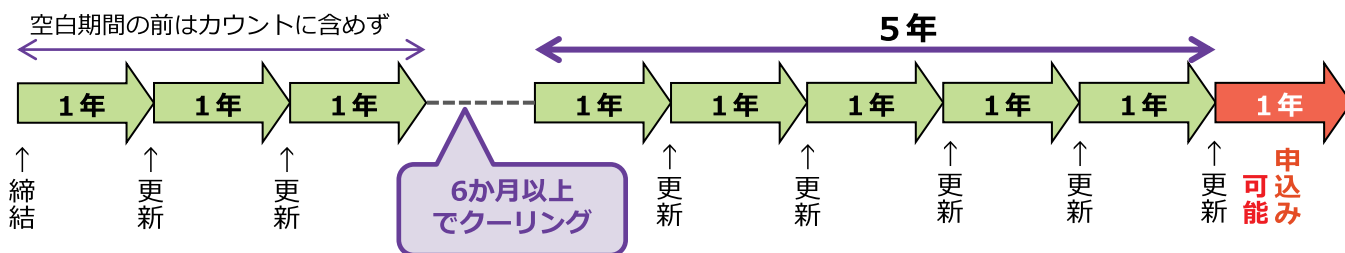


## 通算契約期間の計算について（クーリングとは）

### 【カウントの対象となる契約期間が1年以上の場合】

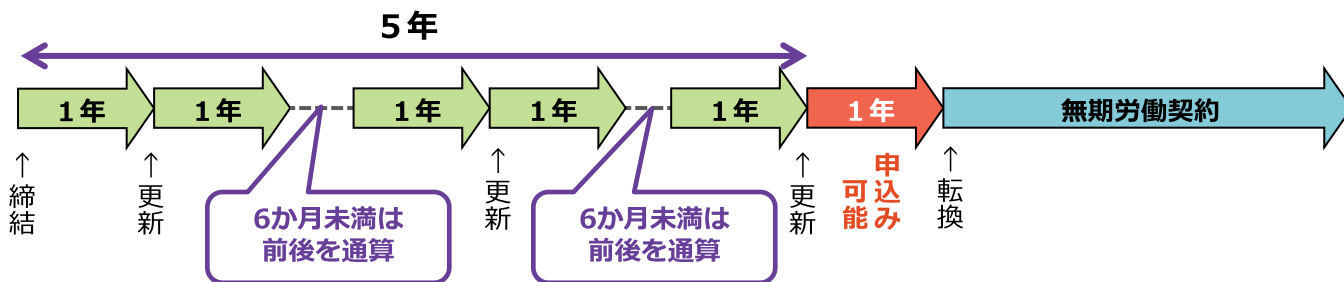
#### ■ 契約がない期間(6か月以上)が間にあるとき

有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、契約がない期間が6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含めません。これをクーリングといいます。



#### ■ 契約がない期間はあるが、6か月未満のとき

有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、契約がない期間があっても、その長さが6か月未満の場合は、前後の有期労働契約の期間を通算します（クーリングされません）。



### 【カウントの対象となる契約期間が1年未満の場合】

「カウントの対象となる有期労働契約の契約期間（2つ以上の有期労働契約があるときは通算した期間）」の区分に応じて、「契約がない期間」がそれぞれ次の表の右欄に掲げる期間に該当するときは、契約期間の通算がリセットされます（クーリングされます）。

その次の有期労働契約の契約期間から、通算契約期間のカウントが再度スタートします。

| カウントの対象となる有期労働契約の契約期間 | 契約がない期間 |
|-----------------------|---------|
| 2か月以下                 | 1か月以上   |
| 2か月超～4か月以下            | 2か月以上   |
| 4か月超～6か月以下            | 3か月以上   |
| 6か月超～8か月以下            | 4か月以上   |
| 8か月超～10か月以下           | 5か月以上   |
| 10か月超～                | 6か月以上   |